

平成30年度 働き方改革の取組み

香川県 土木部

平成30年7月1日

建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、わが国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」となっています。

香川県では人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、長時間労働の是正、給与・社会保険等の処遇改善及び生産性の向上等による働き方改革の取組みを進めています。

1. 中間前金払制度対象工事の拡大

平成30年4月1日以降に入札公告等を行う工事から中間前金払制度の対象工事を請負金額200万円以上の工事（工期要件無）に拡大しました。

詳しくは<http://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/osirase/300401> 中間前金払制度の拡大について.pdf

2. 県発注工事における社会保険等未加入対策の拡大

平成27年4月から、元請業者及び一次下請業者に対する社会保険等未加入対策を実施しているところですが、平成30年度から、原則として、社会保険等未加入業者との全ての下請契約（二次以下を含む）を禁止しました。

詳しくは<http://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/osirase/mikanyutaisaku03.pdf>

3. 完全週休2日制モデル工事の試行

平成30年7月から、週休2日の達成状況に応じて、労務費などを補正する完全週休2日制モデル工事を受注者希望型で試行（特記仕様書で明示）しています。

詳しくは<http://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kitei/33-2H30syukyuhutukasei.pdf>

4. 余裕期間設定工事の試行

平成30年4月から、土木一式工事以外の工種にも対象を拡げて試行しています。現場の状況等にあった柔軟な工期設定が可能となります。（入札公告・特記仕様書で明示）

詳しくは<http://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kitei/34yoyukikan.pdf>

5. ICT活用工事(土工)の試行

平成30年4月から、概ね1,000m³以上の土工工事を対象として、受注者が希望すればICT土工の施工が可能な施工者希望型で試行しています。（入札公告・特記仕様書で明示）

詳しくはhttp://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kitei/35ict_sikouyouryo.pdf

上記に関する問合せ先は...

香川県土木部土木監理課 TEL:087-832-3506、FAX:087-806-0220、E-MAIL:dobokukanri@pref.kagawa.lg.jp

香川県土木部技術企画課 TEL:087-832-3521、FAX:087-808-0220、E-MAIL:gijutsukikaku@pref.kagawa.lg.jp